

## 横浜市高齢者虐待防止事業実施要綱

制 定 平成 16 年 12 月 9 日 福高在 第 299 号（局長決裁）  
最近改正 令和 8 年 3 月 31 日 健高在 第 1425 号（局長決裁）

### （趣旨）

第 1 条 横浜市高齢者虐待防止事業実施要綱（以下「要綱」という）は、高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき、横浜市高齢者等虐待防止事業（以下「本事業」という。）について定める。

### （目的）

第 2 条 本事業は、虐待を受けている状態又は虐待が疑われる状態にある高齢者について、適切な対応を確保することで、高齢者の尊厳を守り、福祉の向上を図ることを目的とする。

### （定義）

第 3 条 この要綱における「高齢者」とは、横浜市内に居住する 65 歳以上の者とする。

- 2 「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。
- 3 「養護者」とは、高齢者を現に養護するものであって養介護施設従事者等（第 5 項第 1 号の施設の業務に従事する者及び同項第 2 号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ）以外の者をいう。
- 4 「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
  - (1) 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為
    - ア 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
    - イ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるア、ウ又はエに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
    - ウ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
    - エ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
  - (2) 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること
- 5 介護保険 2 号被保険者で、特定疾病があり要介護認定を受けているものについて、前項各号に規定する行為があった場合は、横浜市障害者虐待防止事業実施要綱に基づき対応する。
- 6 「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
  - (1) 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設若しくは同法第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 8 条第 21 項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第 26 項に規定する介護老人福祉施設、同条第 27 項に規定する介護老人保健施設、若しくは同法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センター(以下「養介護施設」という。)の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

ア 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

イ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ウ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

エ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

オ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

(2) 老人福祉法第5条の2第1項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス事業、同条第14項に規定する地域密着型サービス事業、同条第23項に規定する居宅介護支援事業、同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業、同条第12項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第16項に規定する介護予防支援事業、同法第115条の45第1項に定める第1号事業及び第1号介護予防支援事業(以下「養介護事業」という。)において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号アからオまでに掲げる行為

7 65歳未満の者で養介護施設に入所し、その他介護施設を利用し、又はその他介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者について、前項各号に規定する行為があった場合は、高齢者とみなして養介護施設従事者等による虐待に関する規定を適用する。

(事業の実施主体)

第4条 本事業の実施主体は横浜市とし、各区の福祉保健センター及び健康福祉局が連携して実施する。

(事業内容)

第5条 事業内容は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 高齢者虐待の通報、届出及び相談の窓口の設置
- (2) 事実確認・調査
- (3) 立入調査
- (4) 支援検討会議の開催
- (5) 居室の確保
- (6) 高齢者の安全を確保するための支援
- (7) 高齢者虐待に関する区連絡会の開催
- (8) 老人福祉法、介護保険法に基づく運営指導等
- (9) その他必要とされる事業

(高齢者虐待の通報、届出及び相談の窓口)

第6条 高齢者虐待の相談窓口は、福祉保健センター、地域包括支援センター及び健康福祉局に設置するものとする。

2 養護者による高齢者虐待に関する通報、届出及び相談については、福祉保健センター及び地域包括支援センターに設置された相談窓口において受けるものとする。

- 3 別表の養介護施設及び養介護事業に従事する者等からの高齢者虐待に関する通報、届出及び相談については、健康福祉局に設置された相談窓口において受けるものとする。
- 4 福祉保健センター長、地域包括支援センター管理責任者又は健康福祉局長は、第2項又は前項の高齢者虐待に関する通報、届出及び相談を受けたときは、相談票を作成する。
- 5 地域包括支援センター管理責任者は、養介護施設及び養介護事業に従事する者等からの高齢者虐待に関して、通報、届出及び相談を受けた場合には、速やかに福祉保健センター長に報告を行う。福祉保健センター長は速やかに健康福祉局長に報告を行う。

(地域包括支援センターの役割)

- 第7条 地域包括支援センター管理責任者は、同センターが実施する包括的支援事業において横浜市と連携協力し、高齢者虐待の早期発見や未然防止に向けた普及啓発を行い、通報・届出及び相談に対し、必要に応じて支援を行う。
- 2 地域包括支援センター管理責任者は、高齢者虐待に関する通報、届出及び相談を受け、支援を要する状態と判断した場合には、速やかに福祉保健センター長に報告し、横浜市と連携協力して高齢者虐待に対応するものとする。

(事実確認・調査等)

- 第8条 福祉保健センター長は、要綱第6条第2項に定める高齢者虐待に関する通報、届出及び相談を受けた時は、必要に応じて当該高齢者、養護者、親族、関係機関等から聞き取り・訪問等の調査を行うことができる。
- 2 福祉保健センター長は、前項の調査結果及び相談内容、関係情報等を総合的に考慮し、次の事項について判断する。
    - (1) 虐待判断
    - (2) 高齢者の生命及び身体への危険性の有無
    - (3) その他福祉保健センター長が必要と認める事項
  - 3 福祉保健センター長は、前項の判断に基づき、高齢者、養護者及び親族等に対し、相談、指導及び助言を行うとともに、必要な措置を講ずる。

(介護保険、老人福祉法に基づく措置及び成年後見制度等の活用)

- 第9条 福祉保健センター長は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため必要と認めた場合には、介護保険制度の活用、必要に応じて老人福祉法に基づく措置を行う。
- 2 区長は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため必要と認めた場合には、介護保険制度、成年後見制度の活用を促し、必要に応じて成年後見制度審判請求を行う。

(立入調査)

- 第10条 市長は、第8条で規定する調査等への協力を得られない等当該高齢者の状況の把握が困難と認めるときは、高齢者虐待防止法第11条第1項に基づき、虐待を受けている高齢者のうち65歳

以上の者の居所に立入り、必要な調査を行うものとする。

- 2 市長は、福祉保健センター及び健康福祉局職員で前項の調査を行う者に対し、その身分を証明するために身分証明書（第1号様式）を発行する。
- 3 前項の身分証明書を所持する者は、第1項の調査を行うにあたり、当該身分証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示する。
- 4 市長は、第1項の調査を行うにあたり、当該高齢者の養護者に立入調査書（第2号様式）を交付する。
- 5 市長は、第1項の調査を行うにあたり、必要に応じて高齢者虐待防止法第12条第1項に基づき、当該高齢者の居所の所在地を管轄する警察署長に対し高齢者虐待事案に係る援助依頼書（第3号様式）をもって、援助を求めることとする。
- 6 市長は、第1項において、当該高齢者の心身の状態、養護者の態度、室内の様子等総合的に判断して、当該高齢者の生命や身体に関わる危険が大きいと認めるときは、緊急入院や老人福祉法による措置を通じて、緊急に当該高齢者と養護者を分離し当該高齢者の保護を行う。
- 7 福祉保健センター長は、第1項の調査を行ったときは、健康福祉局に報告する。

#### （支援検討会議）

第11条 福祉保健センター長は、高齢者虐待と判断された事例について、支援検討会議を開催し、情報を整理・分析・共有し、緊急性判断・虐待判断・支援方針の検討等を行う。

#### （居室の確保）

第12条 市長は、在宅の高齢者等が緊急にショートステイを必要とする場合に備え、緊急利用に対応できる居室を確保し、速やかに利用できる体制を整備する。

- 2 前項に係る事務手続きは別に定める。

#### （高齢者の安全を確保するための支援）

- 第13条 福祉保健センター長は、高齢者の生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくとなれば重大な結果を招くおそれが予測される場合や、他の方法では虐待の軽減が期待できない場合等には、高齢者を保護するため適切な措置を講ずる。
- 2 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第11条第1項第2号又は第3号の措置が採られた場合においては、市長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。
  - 3 市長は、第2項で規定する面会の制限を行うにあたり、当該高齢者及び当該養護者に、面会制限決定通知書（第4号様式）により、通知する。
  - 4 市長は、第2項で規定する面会の制限を解除するにあたり、当該高齢者及び当該高齢者の養護者に、面会制限解除通知書（第5号様式）により、通知する。

#### （高齢者虐待に関する連絡会議の開催）

第14条 福祉保健センター長は、高齢者虐待への理解と関心を高め、地域による支援を円滑に実施す

るため、関係機関の管理者等による連絡会議を開催する。

(老人福祉法、介護保険法に基づく運営指導等)

第15条 健康福祉局長は、要綱第6条第3項における高齢者虐待に関する通報、届出及び相談を受けた場合、その内容に関する事実の確認を行う必要があるため、老人福祉法及び介護保険法に基づき、当該養介護施設及び養介護事業に対し、調査等を実施するものとする。

2 健康福祉局長は、前項の調査により虐待事由を認めた場合、当該養介護施設及び養介護事業に従事する者等による高齢者虐待防止を図るために、老人福祉法又は介護保険法に基づく運営指導を行う。

3 福祉保健センター長は、健康福祉局長と連携し、第1項に定める高齢者虐待の内容に関する事実の確認等及び前項に定める当該高齢者の保護等を図ることとする。

(事例検証)

第16条 福祉保健センター長は、養護者による高齢者虐待に伴う死亡事例等が発生した場合、事実の把握、発生要因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討することを目的とし、事例検証を実施する。

2 健康福祉局長は、養介護施設従事者等による高齢者虐待に伴う死亡事例等が発生した場合、事実の把握、発生要因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討することを目的とし、事例検証を実施する。

3 事例検証の実施にあたって必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施にあたって必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年12月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(高齢者虐待一時保護事業実施要領の廃止)

2 高齢者虐待一時保護事業実施要領（平成21年2月16日健高在第1266号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

- (1) 介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）
- (2) 養護老人ホーム
- (3) 軽費老人ホーム（ケアハウスを含む）
- (4) 有料老人ホーム
- (5) 居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者
- (6) 居宅サービス事業者
  - ① 訪問介護 ② 訪問入浴介護 ③ 訪問看護 ④ 訪問リハビリテーション
  - ⑤ 居宅療養管理指導 ⑥ 通所介護 ⑦ 通所リハビリテーション ⑧ 短期入所生活介護
  - ⑨ 短期入所療養介護 ⑩ 特定施設入居者生活介護 ⑪ 福祉用具貸与及び特定福祉用具販売
- (7) 地域密着型サービス事業者
  - ① 夜間対応型訪問介護 ② 認知症対応型通所介護 ③ 小規模多機能型居宅介護
  - ④ 認知症対応型共同生活介護 ⑤ 地域密着型特定施設入居者生活介護
  - ⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ⑦ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
  - ⑧ 看護小規模多機能型居宅介護
- (8) 介護予防サービス事業者
  - ① 介護予防訪問介護 ② 介護予防訪問入浴介護 ③ 介護予防訪問看護
  - ④ 介護予防訪問リハビリテーション ⑤ 介護予防居宅療養管理指導
  - ⑥ 介護予防通所介護用具販売 ⑦ 介護予防通所リハビリテーション
  - ⑧ 介護予防短期入所生活介護 ⑨ 介護予防短期入所療養介護
  - ⑩ 介護予防特定施設入居者生活介護
  - ⑪ 介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売
- (9) 地域密着型介護予防サービス事業者
  - ① 介護予防認知症対応型通所介護 ② 介護予防小規模多機能型居宅介護
  - ③ 介護予防認知症対応型共同生活介護
- (10) 介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防・生活支援サービス事業
  - ① 訪問型サービス ② 通所型サービス ③ その他生活支援サービス
  - ④ 介護予防支援事業（ケアマネジメント）
- (11) 地域包括支援センター

身分証明書

(表)

証 票		
第 号	年 月 日 交付	
所 属		
氏 名		
<p>上記の者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第11条の規定による、立入調査を行う職員であることを証明する。</p>		
横浜市長	<table border="1"><tr><td style="text-align: center;">印</td></tr></table>	印
印		

(裏)

<p>1 本調査証は、常時携帯し、関係人の請求があるときはこれを提示しなければならない。</p> <p>2 本調査証は、他人に貸与し、または譲渡してはならない。</p> <p>3 本調査証を紛失したときは、速やかに届け出なければならない。</p> <p>4 身分を失ったときは、速やかに返還すること。</p>
--

様

横浜市 長

## 立入調査書

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第十一条の規定による、立入調査を行います。

### [事由]

- 1 養護者による高齢者虐待により、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあるためその事実の確認を行うため。
- 2 養護者による高齢者虐待により、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあるため、当該高齢者を一時的に保護するため。

### [根拠法令]

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

- 二 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるときは、介護保険法第百十五条の四十六第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

- 二 前項の規定による立ち入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 三 第一項の規定による立ち入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

<p>高齢者虐待事案に係る援助依頼書</p> <p style="text-align: right;">第            年            月            日</p> <p style="text-align: center;">警察署長 殿</p> <p style="text-align: center;">横 浜 市 長</p> <p>高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第12条第1項及び同条第2項の規定により、次のとおり援助を依頼します。</p>		
依頼事項	日 時	年    月    日    時    分    ～    時    分
	場 所	
	援助方法	<input type="checkbox"/> 調査の立会い <input type="checkbox"/> 周辺での待機 <input type="checkbox"/> その他（                      ）
高齢者	(ふりかな) 氏 名	<input type="checkbox"/> 男    · <input type="checkbox"/> 女
	生年月日	年    月    日生（    歳）
	住 所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所と同じ <input type="checkbox"/> その他（                      ）
	電 話	（                      ）                      一                      番
	職業等	
養護者等	(ふりかな) 氏 名	<input type="checkbox"/> 男    · <input type="checkbox"/> 女
	生年月日	年    月    日生（    歳）
	住 所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所と同じ <input type="checkbox"/> その他（                      ）
	電 話	（                      ）                      一                      番
	職業等	
	高齢者との関係	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 子の配偶者 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> その他親族（                      ） <input type="checkbox"/> その他（                      ）
虐待の状況	行為類型	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 養護の著しい怠り <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 経済的虐待
	虐待の内容	
高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じていると認められる理由		
警察の援助を必要とする理由		
担当者連絡先	所属・役職	
	氏名	
	電話	内線（                      ）
	携帯電話	

様
---

横浜市 長

## 面会制限決定通知書

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第十三条の規定による面会の制限を決定しましたので通知します。

対象となる 高齢者	氏名	
	住所	
	生年月日	
対象となる 養護者	氏名	
	住所	
	生年月日	
面会制限の理由		
面会制限開始日		
備考		

この処分に不服があるときは、この通知書を受けとった日の翌日から起算して3月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表するものは横浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

【問い合わせ先】

--

様
---

横浜市 長

## 面会制限解除通知書

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第十三条の規定による面会の制限の解除を決定しましたので通知します。

対象となる 高齢者	氏 名	
	住 所	
	生年月日	
対象となる 養護者	氏 名	
	住 所	
	生年月日	
面会制限解除日		
備 考		

【問い合わせ先】

--